

## 令和5年患者調査の標本設計の概要

令和5年患者調査における標本設計の基本的な考え方については、政策の基礎資料としての活用（具体的には医療計画における二次医療圏単位で設定される病院の必要病床数の算出等）に耐えうる精度を確保することを目的として、前回（令和2年）調査に準じ、母集団である医療施設の機能分化の状況や疾病構造の変化、予算上の制約を踏まえ、前回調査並みの精度を確保できるよう抽出数を設定するものである。

### 1 標本設計の基本方針

令和5年患者調査では、入院と外来の機能分化によるそれぞれの患者特性及び利活用方法を考慮し、病院と診療所で抽出対象及び層化基準を分けることとする。抽出対象医療施設及び層化基準の詳細は別紙を参照。

また、患者調査における調査客体は患者であるが、抽出の段階で患者の傷病を層化することはできないため、抽出枠である医療施設を層化し抽出する。

なお、病院においては、抽出した施設における患者の出生年月日の末尾により奇数票又は偶数票に振り分ける<sup>(※)</sup>層化二段抽出とする。

(※) 患者を抽出する際の二次抽出率は病床規模による固定値。

### 2 標本設計の方法

直近で利用可能な医療施設基本ファイル（医療施設静態調査及び医療施設動態調査により得られた全国の医療施設情報）を母集団情報とし、予算上の制約を踏まえ、前回調査の達成精度及び母施設数を勘案して、病院の入院については二次医療圏別の推計入院患者の総数、病院の外来、一般診療所、歯科診療所については都道府県別の推計患者の総数においてほぼ前回並みの精度を確保できるよう抽出数を設定する。今回の標準誤差率は、次の式で推計される。

$$C' = C \times \sqrt{\frac{(N - n') \times n}{(N - n) \times n'}}$$

$C'$  : 今回の標準誤差率（推計）     $C$  : 前回の標準誤差率     $N$  : 母集団施設数

$n$  : 前回の標本施設数     $n'$  : 今回の標本施設数

なお、一部施設<sup>(※)</sup>については抽出対象から除外する。

(※) 休診・休止中の施設、一般診療所については相談・指導業務、採血及び供血、検診・検査業務を主とする施設、歯科診療所については前回調査で対象となった施設。

【参考】 前回（令和2年）調査対象施設数等

	調査対象施設数	抽出率	回収施設数	集計客体数	
				入院・外来	退院
病院	6,284 (3,372)	7.6 / 10 (4.1 / 10)	6,185 (3,316)	180.6万人	103.3万人
一般診療所	5,868	6.1 / 100	5,587	27.5万人	0.7万人
歯科診療所	1,277	1.9 / 100	1,217	2.6万人	

注：1）（ ）内は病院の外来である。

2）退院については病院・一般診療所のみである。

3）歯科診療所は、外来のみの調査である。

4）ただし、病院のうち一部（500施設）は、同年に実施する受療行動調査の病院をもって充てることとする。

### 3 目標精度

前回（令和2年）調査の達成精度及び母施設数を勘案し、病院の入院については二次医療圏別の推計入院患者の総数、病院の外来、一般診療所、歯科診療所については都道府県別の推計患者の総数において、ほぼ前回調査並みの精度を確保できるよう抽出数を設定している。

（前回実績）

病院（入院）	0.1%
病院（外来）	0.6%
一般診療所	1.4%
歯科診療所	2.6%

### 4 目標回収率

前回（令和2年）調査の回収実績を踏まえ、想定回収率を設定している。

（前回実績）

病院	98.4%
一般診療所	95.2%
歯科診療所	95.3%

### 5 母集団推計を行う場合の推計方法

推計入院患者数・推計外来患者数・一般診療所の推計退院患者数については、医療施設静態調査で把握している患者数を補助変量とする比推定により求めている。

病院の推計退院患者数については、病院報告で把握している退院患者数を補助変量とする比推定により求めている。

以上

(別紙)

## 1 抽出対象医療施設

令和5年患者調査では、利用可能な直近の医療施設基本ファイル（令和2年医療施設静態調査を令和5年2月末までの動態調査により更新したもの）から次の施設を除外して層化無作為抽出する。

(1) 病院	1年未満休診、1年以上休診、休止中の病院
(2) 一般診療所	1年未満休診、1年以上休診、休止中の一般診療所 相談・指導業務を主とする診療所 採血及び供血を主とする診療所 検診業務（集団・個人）を主とする診療所 検査業務を主とする診療所
(3) 歯科診療所	1年未満休診、1年以上休診、休止中の歯科診療所 前回の令和2年調査で対象となった歯科診療所

## 2 層化基準

### (1) 病院

入院

◇ 二次医療圏、病院の種類及び病床規模

○ 病院の種類及び病床規模の基準

① 特定機能病院 (500床以上は全数)

①-1 400～499床

①-2 500～599床

①-3 600床以上

② 精神病床のみの病院（精神科病院） (500床以上は全数)

②-1 20～499床

②-2 500～599床

②-3 600床以上

③ 療養病床のみの病院 (500床以上は全数)

③-1 20～499床

③-2 500～599床

③-3 600床以上

④ 地域医療支援病院 (500床以上は全数)

④-1 20～499床

④-2 500～599床

④-3 600床以上

⑤ その他の病院 (500床以上は全数)

⑤-1 20～49床

⑤-2 50～99床

⑤-3 100～199床

⑤-4 200～299床

⑤-5 300～399床

⑤-6 400～499床

⑤-7 500～599床

⑤-8 600床以上

外来

◇ 都道府県、病院の種類及び病床規模

○ 病院の種類及び病床規模の基準

① 特定機能病院 (500床以上は全数)

①-1 400～499床

①-2 500～599床

①-3 600床以上

② 精神病床のみの病院（精神科病院） (500床以上は全数)

②-1 20～499床

②-2 500～599床

②-3 600床以上

③ 療養病床のみの病院 (500床以上は全数)

③-1 20～499床

③-2 500～599床

③-3 600床以上

④ 地域医療支援病院 (500床以上は全数)

④-1 20～499床

④-2 500～599床

④-3 600床以上

⑤ その他の病院 (500床以上は全数)

⑤-1 20～49床

⑤-2 50～99床

⑤-3 100～199床

⑤-4 200～299床

⑤-5 300～399床

⑤-6 400～499床

⑤-7 500～599床

⑤-8 600床以上

(2) 一般診療所

◇ 都道府県、主たる診療科目及び病床の有無

○ 主たる診療科目及び病床の有無の基準

① 内科（無床）

② 〃（療養病床を有する）

③ 〃（その他の病床を有する）

④ 小児科

⑤ 外科（無床）

⑥ 〃（療養病床を有する）

⑦ 〃（その他の病床を有する）

⑧ 整形外科（無床）

⑨ 〃（療養病床を有する）

⑩ 〃（その他の病床を有する）

⑪ 産婦人科

- ⑫ 眼 科
- ⑬ 耳鼻いんこう科
- ⑭ 皮 膚 科
- ⑮ 精 神 科
- ⑯ その他の診療所（無床）
- ⑰     "     （療養病床を有する）
- ⑱     "     （その他の病床を有する）

○ 主たる診療科目の分類（番号は医療施設調査の主な診療科目の符号）

内科	01 内科、02 呼吸器内科、03 循環器内科、04 消化器内科、05 腎臓内科、06 脳神経内科、07 糖尿病内科、08 血液内科、10 アレルギー科、11 リウマチ科、12 感染症内科、15 心療内科
小児科	13 小児科
外科	16 外科、17 呼吸器外科、18 心臓血管外科、19 乳腺外科、20 気管食道外科、21 消化器外科、22 泌尿器科、23 肛門外科、24 脳神経外科、26 形成外科、27 美容外科、30 小児外科
整形外科	25 整形外科、34 リハビリテーション科
産婦人科	31 産婦人科、32 産科、33 婦人科
眼科	28 眼科
耳鼻いんこう科	29 耳鼻いんこう科
皮膚科	09 皮膚科
精神科	14 精神科
その他の診療所	35 放射線科、36 麻酔科、37 病理診断科、38 臨床検査科、39 救急科、40 科、41 矯正歯科、42 小児歯科、43 歯科口腔外科、令和2年医療施設静態調査以降開設した施設（※）

（※）抽出で用いる「主たる診療科目」は令和2年医療施設静態調査以降に開設した施設については把握していないことから、「その他の診療所」に区分している。

- (3) 歯科診療所
  - ◇ 都道府県